

## 奈良県公安委員会告示第87号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月21日

奈良県公安委員会

委員長 向井利明

運転免許取得者教育を行う者の氏名 又は名称	運転免許取得者教育に使用する施設 の名称	代表者の氏名	
		変更前	変更後
有限会社香芝自動車学校	香芝自動車学校	吉崎千鶴	吉崎明暢
奈良交通株式会社	奈良交通自動車教習所	植田良壽	森島和洋